令和8年度 根知保育園入園のご案内

令和8年度4月入園の申込みを受け付けます。

年度の途中から入園を希望される方も、この受付期間中にお申し込みください。 なお、現在入園中の方は、各園から配布される書類(現況届)を提出してください。

◆受付期間 10月1日(水)~10月31日(金)

受付期間後も申込みを受け付けますが、原則として期間中に申込みのあった児童の入園を優先します。

◆申込方法

申込書、添付書類(就労証明書)は受付場所に用意してあります。あらかじめ記入して提出してください。

添付書類が提出されない場合は、受付できませんのでご注意ください。

◆受付場所

教育委員会事務局こども課(市役所本庁2階)、能生・青海事務所住民係 ※平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

◆面談

申込書の提出後、お子さんの様子をお聞きするため面談を行います。 園により方法が異なりますので、日程等は別途お知らせします。

~入園手続きの流れ~

順番	内容	時期(予定)
1	保護者が保育園等に申込書を提出	10/1~10/31
2	希望者が定員を超えた保育園等は、市が入園調整	11月中
3	保育園等で、保護者のお子さんの面談	1月下旬
4	支給認定証、入所承諾書の発送	2月下旬
5	入 園	4月



糸魚川市教育委員会事務局 こども課 子育て支援係 電話 025-552-1511

保育所入所申込書等の記入方法及び必要書類

- 1 へき地保育所入所申込書(へき地保育所入所児童現況届) 太枠の中を漏れなく記入してください。申込書等は、受付場所にあります。
- 2 <u>申込書(現況届)の上段の文章をお読みいただき</u>、記名・押印してください。 近年の保育料等滞納額の増加に伴い、保育料等に未納が生じた場合に児童手当 を充当することに同意をいただく一文が記載されています。ご理解をお願いしま す。

3 記入方法及び必要書類

① 住所

現住所と令和7年1月1日現在の住所が異なる場合(糸魚川市以外)のみ、 令和7年1月1日現在の住所欄を記入してください。

② 入所申込子どもの同居親族

同居している親族全員(児童の祖父母、叔(伯)父、叔(伯)母ほか)の氏 名等を記入してください。

③ 入所初日満年齢

令和8年4月1日現在の年齢を記入してください。

④ 世帯区分

該当する方のみ〇印を記入してください。

障害者在宅世帯は、「身体障害者手帳」または「療育手帳」の所持者、特別児童 扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者のいずれかの方と同居してい る場合にあてはまります。手帳や手当等の種別及び級数を記入してください。

⑤ 希望保育所名

希望する施設名とその理由を第2希望まで記入してください。申込み多数によりご希望に添えない場合があります。

⑥ 保育の実施を希望する期間

希望する施設の入園期間を記入してください。最長で小学校就学前の3月31日までとなります。ただし、保育の実施を必要とする理由や世帯の状況等により保育の実施期間を決定しますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

⑦ 保育の実施を必要とする理由及び必要書類

保育所等に入園できるのは、保育を必要とする(保育できる家族がいない)子どものみです。子どもの父母に加えて、満18歳以上60歳未満で保育できる家族がいる場合は入園ができません。児童の父母について、以下のあてはまる項目の番号を記入し、該当する必要書類を家族1人につき1通ずつ提出してください。(2人以上の兄弟姉妹の入園を希望する場合も1通の提出で可)

番号	保育の実施を必要とする理由	必要書類
1	一月において64時間以上労働している。	「就労証明書」
2	産前6週(多胎妊娠の場合は、14週)または 産後8週間以内である。	「母子手帳」(氏名と出産予定 日が分かる部分)の写し
3	病気または負傷のために安静が必要であるか 障害等を有している。	病気または負傷の場合 「医師の診断書」 ※診断書には、治療に要する期間 を明記してください。
4	同居親族が病気で長期療養しているか、障害等を有しているため常時介護している(週20時間以上)。	障害等の場合 「身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳・介護 保険被保険者証・障害基礎年金 証書」等の写し
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	市の保育所担当職員が調査を行いますので、該当する方はご相 談ください。
6	求職中である。 ※申込みは可能ですが、就職内定者から入所決定 を行います。また、年度の途中において、求職を 理由とした入所は認められません。	「ハローワークの求職受付票」の写し
7	教育施設に在学中、または職業訓練等を受けている。	日中就学や技能習得するために 学校等へ通っている場合 「就学証明書」
8	児童虐待のおそれ、または配偶者からの暴力 のおそれがある。	※市の保育所担当職員が調査を行いますので、該当する方はご相談ください。
9	育休を取得しているが、すでに入園している 子どもがいて継続利用が必要となっている。	「就労証明書」
10	これまでの条件には当たらないが、同様に保 育できないと認められる。	※保育できない状況を証明できる 書類を提出していただきますの で、ご相談ください。

4 家庭状況調査表(申込書等の裏面)

① 保育の実施を必要とする理由に該当する箇所を記入しください。

<記入例>

(就労) 1・9に該当する場合: 就労状況欄

(産前産後) 2に該当する場合:出産欄

(病気・障害・介護等)3・4に該当する場合:疾病・介護の別から介護者欄(就学等)7に該当する場合:就学・職業訓練欄

- ② 子どもの父と母の住所が異なる場合等について記入してください。
- ③ 祖父母の住所が糸魚川市にある場合(同居を除く)に記入してください。

◆募集予定の保育園

下の表から入園を希望する施設を選び、申込書に第2希望まで園名を記入して ください。公立保育園は、申込み多数のとき通園区域内にお住まいの児童の入園 を優先します。

認定こども園

	園 名	住 所	電話番号	定員	受入開始年齢	受入時間 ※上段:1号認定、		受入時間(土曜日)	
	lmi . H	12 //		(人)		通常	延長	通常	延長
	糸魚川カトリック 天使幼稚園	中央2-1-40	552-1216	95	満1歳	8:30~14:30 8:00~16:00	8:00~18:00 7:30~18:30	8:00~11:30 (預かり保育)	25.日より
私	糸 魚 川 幼 稚 園	寺町1-7-12	552-4119	95	1歳児	9:00~15:00 8:00~16:00	8:00~18:00 8:00~18:00	8:00~11:15 (月1回)	延長なし
並	認定こども園能 生保育園	能生6856-7	566-4743	40	産休明け	8:00~15:00 8:00~16:00	7:30~18:30 7:30~18:30	8:00~12:00	応相談
	おひさま保育園	小見890-3	566-2705	50	産休明け	8:00~15:00 8:00~16:00	7:30~18:30 7:30~18:30	8:00~12:00	WU10 BX

保育園

	= 47	企	電話番号	定員(人)	受入開始	保育時間(平日)		保育時間(土曜日)	
	園 名	住 所			年齢	節 道 常	延 長	通常	延 長
	筒 石	筒石369-2	567-2546	20	3か月児	8:00~16:00	7:30~19:00	8:00~12:00	応相談
私	いずみ	能生1170-30	566-2184	40	4か月児	8:00~16:00	7:30~18:30	8:00~12:00	心和欧
	木 浦	浦 木浦3780 566-3001 20 4か月児 8:		8:00~16:00	7:20~19:00	8:00~12:00			
立	はやかわ	上覚33	555-4004	40	4か月児	8:00~16:30	7:40~18:30	8:00~12:00	延長なし
	いくみ	田伏1208	555-4344	40	3か月児	8:00~16:00	7:30~18:30	8:00~12:00	
	大 和 川	大和川978	552-3142	60					
	西 海	水保1843	552-0712	60					
公	糸 魚 川 東	東寺町2-4-2	550-1525	140					
	中央	央 横町2-7-20	552-0783	105	4か月児	8:00~16:00	7:30~18:30	8:00~11:30	延長なし
立	やまのい	上刈1-14-1	552-1325	140					
	大 野	大野1980-1	552-7500	60					
	寺 地	寺地150-1	562-2032	60					
へき地	根知	山口120-2	558-2224	30	1歳児	8:30~16:00	延長なし	8:30~11:30	延長なし

※糸魚川東保育園は、民営化に向けた準備を進めており、早ければ令和9年4月、私立園になることを見込んでいます。詳しくは8月10日号の広報いといがわをご覧ください。

※寺地保育園は、3歳未満児の保育を実施する施設です。

※根知保育園は令和5年度から休園していますが、おおむね8人程度の申込みがあれば再開を検討します。

地域型保育事業所

			h		A st	委託至 日	定員	受入開始 受入時間(平日)		定員 受入開始](平日)	受入時間(土曜日)	
	園 名			住 所	電話番号	(人)	年齢	通常	延長	通常	延 長			
私立	ひ	ま	わ	り	寺島3-2-40	550-1588	19	産休明け	8:00~16:00	7:30~18:30	8:00~16:00	応相談		

[※]ひまわり保育園は、3歳未満児の保育を実施する施設です。

◆保育園入園選考基準

市内では、3歳未満児の入所増加や保育士等職員配置の都合により、希望の園に 入園できない状況となっているため、入園選考基準に基づき、入園申込者ごとに 保育の必要度(優先順位)を算定し、入園決定を行います(合計点数の高い方が 優先です)。

糸魚川市入園選考基準

1 選考方法

保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定します。なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。

2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	基準点		
	月140時間以上(1日あたり7時間以上の勤務)	10		
就労	月120時間以上(1日あたり6時間以上7時間未満勤務)	8		
机力	月80時間以上(1日あたり4時間以上6時間未満勤務)	5		
	月64時間以上(1日あたり3.2時間以上4時間未満勤務)	3		
妊娠∙出産	産前6週、産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	10		
疾病	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10		
/大/内	その他の疾病(診断書等により保育の実施を必要とされるもの)	5		
	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている	10		
障害	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B の交付を受けている	8		
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	5		
	要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	3		
	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10		
	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている親族を介護・看護している	10		
親族の介護・看護	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B の交付を受けている親族を介護・看護している	8		
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている親族を介護・看 護している			
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	3		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	10		
 求職活動	ひとり親	2		
水 似	ひとり親以外	1		
	月140時間以上就学	10		
就学	月120時間以上就学	8		
ሳእቦ <u>1</u>	月80時間以上就学	5		
	月64時間以上就学	3		
虐待∙DV	虐待やDVのおそれがある	10		
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	2		
その他	上記に類する状態として認められるもの	1~10		

3 調整項目

家 庭 の 状 況	調整点							
ひとり親世帯である								
生活保護世帯である	6							
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている	0							
父母のどちらかが単身赴任している								
父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)								
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している								
事業所内保育事業など地域型保育事業の卒園児童								
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)								
保育料の滞納がある								
その他(上記に類する状態として認められるもの)	-5 ~ 6							

4 合計点数が並んだ場合に考慮する事項

項	目	
当初の入園希望が上位の園のものを優先		+
養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯]+
希望する保育所等が就学予定の小学校区にある		+
保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がいない世帯		+
就労していない65歳未満の同居親族がいる]-

◆令和8年度保育料 **※保育料は変更となる場合があります。**

月額10.500円

- ※3~5歳児の保育料は無料となります。
- ※18歳未満の児童を通算し、第3子以降の児童について保育料は無料になります。

◆個人番号(マイナンバー)の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 の施行に伴い、保育園・認定こども園等の入園申込手続に、保護者、入園児童及 び同居家族のマイナンバーを記載していただくことになりました。

【マイナンバーの記載が必要な方】

申込み児童と同居の家族全ての方の記載が必要です。

(介護事由、障害児に係る看護事由の確認や、世帯状況を把握するために同居家 族全員分の記載をお願いします。)

【番号確認及び本人確認の書類】

申請書を持参する方の、「個人番号(マイナンバー)カード」もしくは「通知カード」、運転免許証やパスポート等(官公署発行の顔写真つきの証明書)をご持参ください。

※本人確認書類の用意ができない場合は、園又はこども課へお問い合わせください。